

～オンライン診療 診療計画書～

I. オンライン診療の実施にかかる基本的な考え方

・オンライン診療は、触診等を行うことができない等の理由により、得られる情報が限られているため、双方ともに充分に身体情報について情報を積極的に提示していかなければならない。

・オンライン診療を実施する都度、医師がその実施の可否を慎重に判断し、オンライン診療による診療が適切でない場合には、速やかに症状への対処法の指示や救急車の手配等を行わなければならない。

・オンライン診療は、患者がその利点および生ずるおそれのある不利益等について理解した上で、患者がその実施を求める場合に実施されるべきものであり、研究を主目的としたり医師側の都合のみで行ったりしてはならない。

2. オンライン診療に伴うセキュリティおよびプライバシーのリスクについて

・患者は使用するシステムに伴うリスクを把握する

例) 生じうるリスク：スマートフォンの紛失や、ウイルス感染に伴う医療情報の漏洩等
取りうる対策：パスワード設定、生体認証設定、ウイルスソフトのインストール等

・患者はオンライン診療を行う際は、使用するアプリケーション、OS が適宜アップデートされることを確認する

・患者は医師側の了解なくビデオ通話を録音、録画、撮影してはならない

・患者は医師のアカウント等情報を診療に関わりのない第三者に提供してはならない

・患者は医師との通信中は、医師との同意がない限り第三者を参加させない

・患者は、顔写真付きの身分証明書で本人証明を行う。顔写真付きの身分証明書を有さない場合は、二種類以上の身分証明書を用いて本人証明を行う

3. 診療の概略について

・オンライン診療で行う診療内容

　疾患名：神経性大食症、メタボリックシンドローム、等

・治療内容：リベルサス錠剤を規定に従い 3mg から開始し、副作用などの問題がなく、効果が実感できている場合に患者の同意のもと 7mg へ增量し、投薬する。

・診療時間に関する事項：事前に診察予約を行い、診察 15 分前に診察前の電話確認を行う。

・診察が始まったら本人確認を行う必要があるため、免許証や健康保険証・パスポートなど本人確認ができるものを用意する必要がある。お薬手帳も、持参されているばあいは必ず用意いただき、診察の際に画面上で提示する必要がある。

一方、医師側の本人確認としては、医師免許、または厚生労働省が提供する医師等資格確認検索にて検索可能であることで本人確認・資格確認が可能となる。

・オンライン診療を行わないと判断する条件：

　患者の心身の状態について、充分に必要な情報が得られていないと判断した場合

　患者が他院において糖尿病薬の処方を受けていることが判断できた場合

　情報通信環境の障害等によりオンライン診療を行うことができない場合

　双方の同意なしに第三者がスピーカー等を用いて診療に参加していることが確認できた場合

・処方箋の対応について

　患者指定の住所あるいは薬局に郵送、あるいはファクシミリ送信を行う。

　薬局には「調剤の応需義務」があるが、自由診療だからという理由で処方箋の扱いを拒む場合も可能性は否定できない。医師側と薬局側でその場合には交渉を行うことになるが、それでも難しい場合、患者側で別の薬局を利用して頂く、あるいはすでに支払いを終えていた場合は返金手続きを行うものとする。その場合、返金のために口座情報を提示する必要があると考える。